

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◆ 告示
- 鳥取火災復興土地区画整理の換地処分の変更
　認可
- 道路の位置の指定
- 基準看護、基準給食設備の承認
- 解除予定保安林
- ◆ 教委規則
- 鳥取県立高等学校通学区域に關する規則
　の一部改正
- ◆ 正誤
- 昭和三十四年十月十六日付け人事委員会規則
　第十一号中訂正

告示

鳥取県告示第六十五号

五年二月十六日認可した。

昭和三十五年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり昭和三十五年二月十一日道路の位置を指定した。

昭和三十五年二月十六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 申請人の住所氏名

倉吉市明治町一、〇三二番地六

小林薬局有限会社代表取締役 小林 良治

二 道路の位置の指定場所

倉吉市字新藏附一、七一八番地一 同所同番地一四の
一部

三 道路の幅員及び延長

旧耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第三十条
第一項及び第二項の規定による鳥取都市計画事業鳥取火
災復興土地区画整理第四区の換地処分の変更を昭和三十
年三月三十一日付で行なつた。

幅員 四メートル

延長 三六、五七五メートル

解除の理由 道路敷地とするため
申 請 者 岩美郡岩美町大字浦富 高垣 宗一
及び岩美町役場に備え、昭和三十五年二月十六日から昭和三十五年三月十六日まで一般の縦覧に供する。

教育委員会規則

鳥取県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年二月十六日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

鳥取県教育委員会規則第一号

鳥取県立高等学校通学区域に関する規則の一部を改正する規則

昭和三十五年二月十六日

鳥取県立高等学校通学区域に関する規則 (昭和三十年一月鳥取県教育委員会規則第一号) の一部を次のように

改正する。
改正する。
改正する。
改正する。

正 誤

この規則は、昭和三十五年四月一日から施行する。
中次の箇所について誤りがあつたので訂正する。

「養農業	農業課程	家庭課程
根	農業課程	家庭課程
雨	家庭課程	

に

別表(県立高等学校通学区域表)の四 実業科(中学)

区 中

昭和三十四年十月十六日付け人事委員会規則第十一号

施設	基準	看護	基準	給食	採用
名 称	所在地	承認番号	承認年月日	対象	承認番号
幡 病院	鳥取市吉方	看二五一ノ一	第十三号(二)	昭和三四、全病棟一二、一七(五床)	食二十七号一二、一七(五床)
					昭和三四、全病棟甲

鳥取県告示第六十七号

次の保安林を解除予定保安林にする旨通知を受けたから、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十五年二月十六日

鳥取県知事 石破二朗

1 八頭郡若桜町大字淵見字大手七八二内第九地番 所在の森林

指定の目的 土砂崩壊防備林
解除の理由 発電所建設に伴う道路敷地、工事、附帯施設敷地及び指定理由の消滅
申 請 者 鳥取県知事
2 岩美郡岩美町大字浦富字二タ股三、一八九ノ七、三、一九一ノ一地番(次の図に示す部分に限る。) 所在の森林
指定の目的 土砂流出防備林

鳥取県告示第六十六号

健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法(昭和三十三年厚生省告示第百七十七号)に基づき定められた看護、給食及び寝具設備の基準(昭和三十三年厚生省告示第百七十八号)の規定により、次のようにその実施を承認した。

昭和三十五年二月十六日

鳥取県知事 石破二朗

正誤

正

第十條

下段行

第十六條